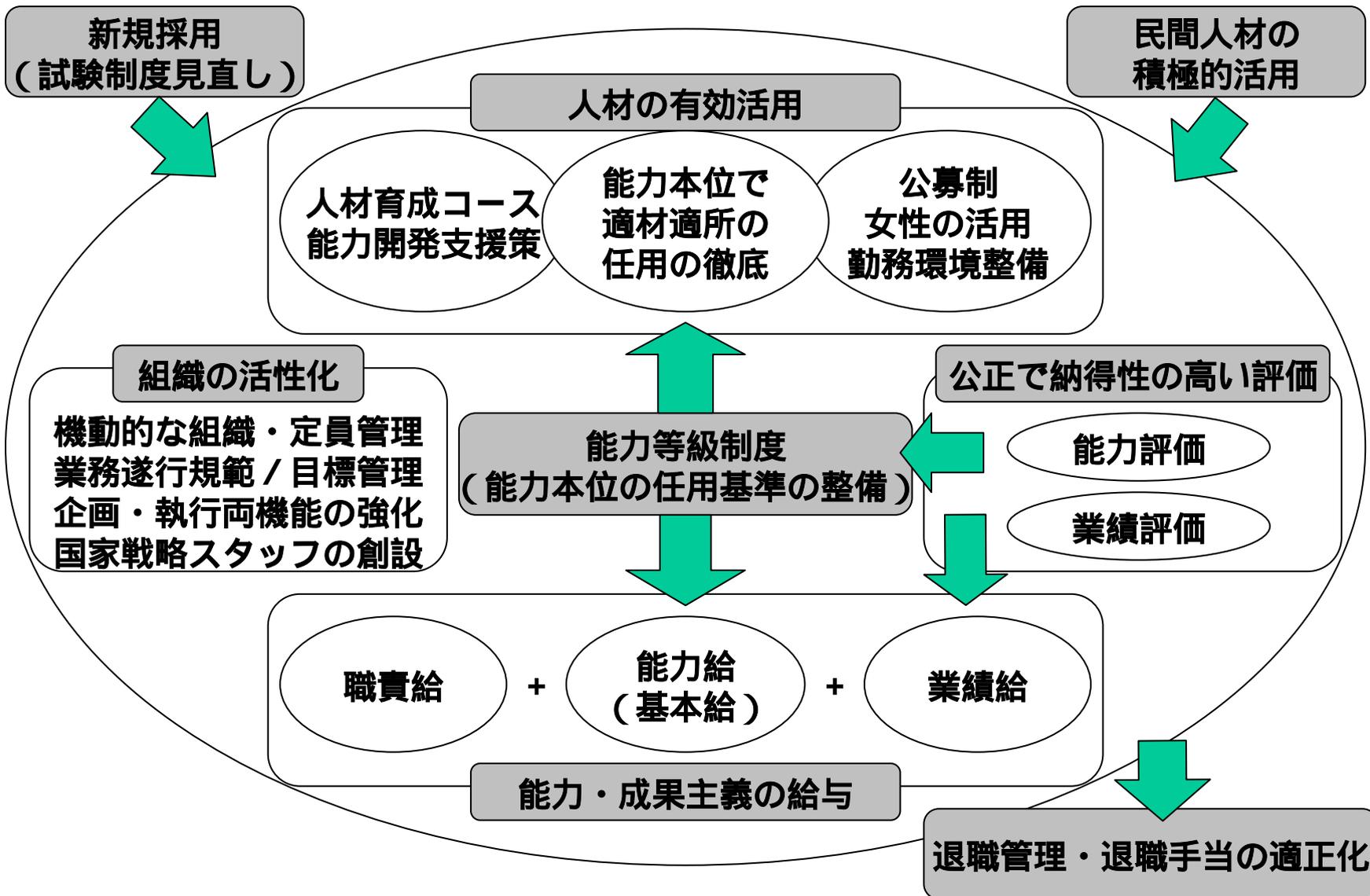


新たな公務員制度（全体のイメージ）



能力等級制度（イメージ）

すべての官職を職務遂行に当たり必要とされる能力の程度に基づいて一定の役職段階に区分し、当該役職段階に応じた能力の等級体系を構築。

等級		1 級	2 級	・・・	× 級
役職段階	本府省	()	()	・・・	()
	管区機関	()	()	・・・	()
	府県単位機関	()	()	・・・	()
	地方出先機関	()	()	・・・	()

注 1) () 内には、組織区分ごとに役職段階（課長クラス、課長補佐クラス、係長クラス、係員クラスなど）を設定。

2) 等級ごと、組織区分ごとに、期待される職務行動を具体的に表した「職務遂行能力基準」を策定し、昇任基準として活用。

< 職務遂行能力基準（例） >

1 級	<p>予め定められた手順や上司の具体的な指示に基づき正確に業務を行う。</p> <p>事実を把握し上司等に迅速かつ正確に報告する。</p> <p>・・・</p>
-----	--

× 級	<p>担当する行政分野の課題解決のためのビジョンを創出し、その実現に向けた戦略を打ち出す。</p> <p>管下職員に対し適切な業務配分を行い、達成すべき業務目標を的確に指示し、人的資源を最大限に活用する。</p> <p>・・・</p>
-----	---

新給与制度（イメージ）

< 給与体系 >

指定職 (本府省審議官クラス以上)		管理職層 (本府省企画官クラス以上、 地方支分部局等課長クラス以上)	一般職層 (課長補佐クラス以下)
年 俸	(職責反映部分) (業績反映部分)	能力給 職責給 業績給	能力給 (職責給) 業績給

注) 一般職層の職責給は、一部職員(本府省課長補佐等)のみ支給。

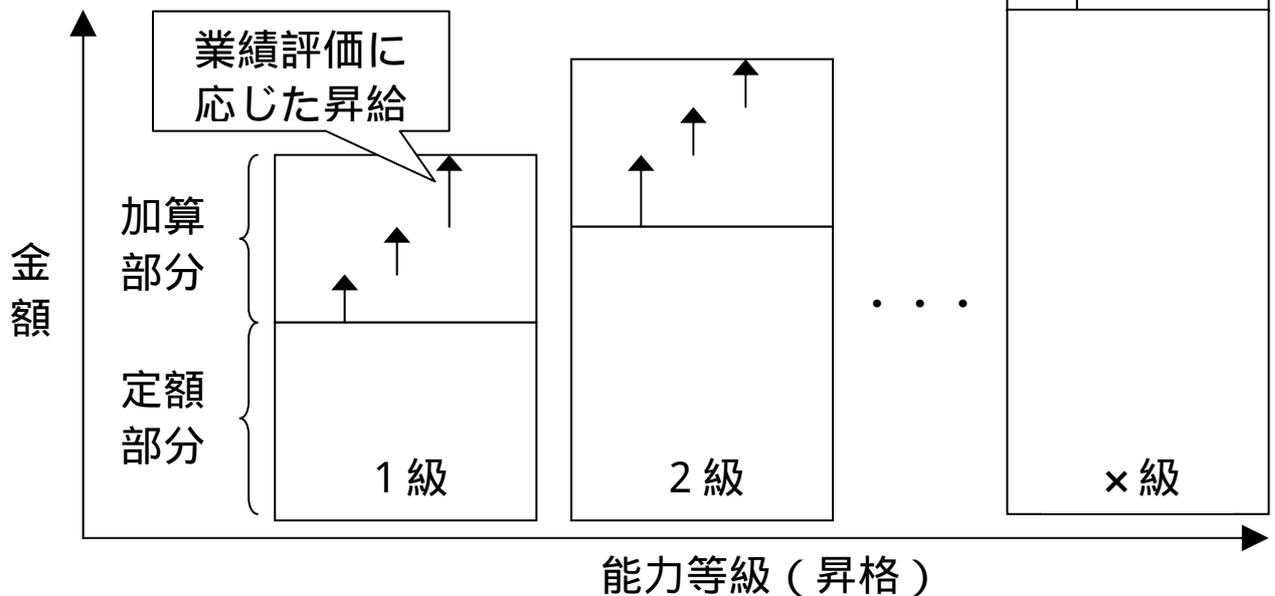
< 能力給 >

能力等級ごとに給与額の幅を定める。

(「定額部分」と「加算部分」の合計とする。)

定額部分：「能力等級」別の定額。

加算部分：一定の範囲内（上限額まで）で、
毎年の業績評価に応じて昇給。



< 職責給 >

官職を一定の基準の下で「職責ランク」に格付け。
「職責ランク」別の定額を支給。

職責ランク	1	2	...	x
給与額	x x x 円	x x x 円	...	x x x 円

注) 官職ごとに格付け可能な職責ランクの幅の中で、各府省が個々の官職をその時々々の職責に応じて職責ランクへ格付ける。

< 業績給 >

「安定的支給部分」と「業績反映部分」の合計とし、賞与として支給。

安定的支給部分：月例給与（能力給等）に比例。

業績反映部分：業績評価に応じて支給額を決定。

(管理職層)		(一般職層)	
賞 与	業績反映部分	賞 与	業績反映部分
	安定的支給部分		安定的支給部分

注) 管理職層は業績反映部分の比率を高く設定。

< 指定職年俸制 >

指定職については、職責に対する給与を基本に業績反映を含めた年俸制を導入。

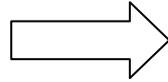
月例給与と賞与に分けて支給。

年俸（月例給与 + 賞与）	
職責反映部分	業績 反映部分

「天下り」問題への対応について

営利企業への再就職

事前規制のみ

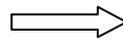


事前・事後の総合チェック

承認制度

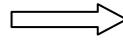
第三者の立場からの関与
の在り方について検討

人事院による承認



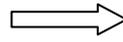
各大臣による承認

承認基準が不明確



法令で明確な承認基準を
設定し運用基準を公表

課長以上の
承認案件について
国会に報告



全ての承認案件について
国会報告に加え
詳細な公表

事後規制

再就職後の規制なし



再就職後の行為規制の導入

特殊法人等及び公益法人への再就職

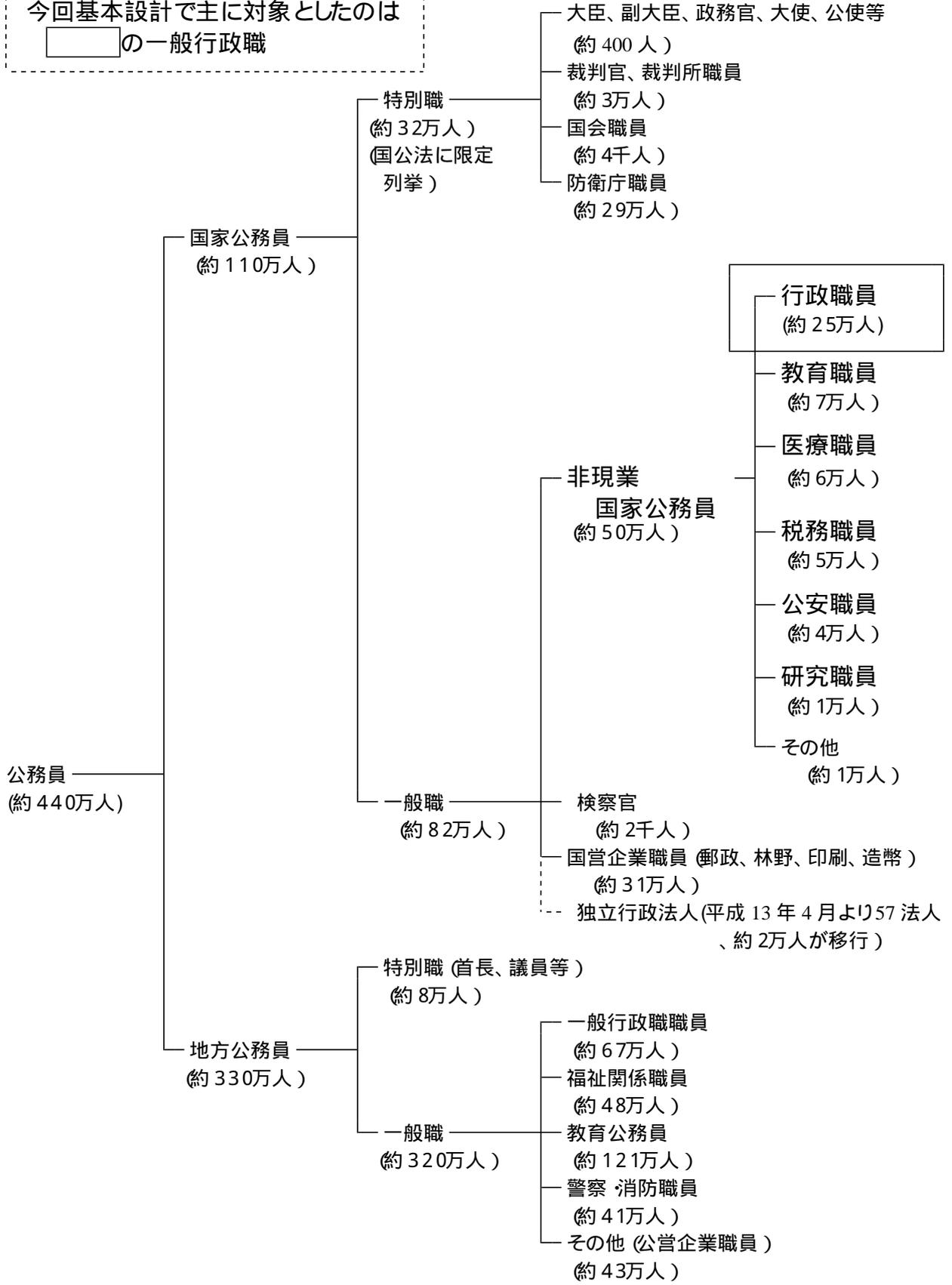
法人自体の改革に併せ厳格かつ明確なルール化
特殊法人等及び公益法人の役員に占める公務員出身者の割合
の制限、特殊法人等相互間の「わたり」を厳に抑制
特殊法人等の公務員出身役員の退職金について厳格な見直し

再就職状況の公表

承認案件に限らず、特殊法人等及び公益法人を含め、
再就職状況全般に関する情報の公表を積極的に推進

公務員の種類と人数 (人数は原則として平成 12 年度末)

今回基本設計で主に対象としたのは
の一般行政職



現行国家公務員法の構成

第一章 総則

第二章 中央人事行政機関(人事院の機能、組織等について規定)

第三章 官職の基準

第一節 通則

第二節 職階制

第三節 試験及び任免

第四節 給与

第五節 能率

第六節 分限、懲戒及び保障

第七節 服務

第八節 退職年金制度

第九節 職員団体

第四章 罰則

公務員の労働基本権制約の概要

1. 労働基本権について

- ・ 憲法第28条で労働者の基本的権利を規定
「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」
- ・ 労働基本権は、団結権、団体交渉権、争議権の3つの権利から構成。

2. 公務員の労働基本権の概要

	職員の区分	団結権	団体交渉権	争議権
国家公務員	非現業公務員	○ (警察職員、海上保安庁職員等は×)	(交渉事項を限定、団体協約締結は不可)	×
	現業公務員	○	○ (管理運営事項は交渉不可)	×
地方公務員	非現業公務員	○ (警察職員、消防職員は×)	(交渉事項を限定、団体協約締結は不可(ただし、法令等に抵触しない範囲で書面協定は可))	×
	現業公務員	○	○ (管理運営事項は交渉不可)	×